

アダム・スミスの自由貿易論

YAKA, Munehiko / 屋嘉, 宗彦

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

117

(開始ページ / Start Page)

19

(終了ページ / End Page)

30

(発行年 / Year)

2001-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004663>

アダム・スミスの自由貿易論

屋 嘉 宗 彦

1. はじめに

アダム・スミスが自由貿易を唱えていることは、広く知られており、それ自体には疑う余地がない。しかし、スミスが、後にリカードによって確立されるような、自由貿易にもとづく国際分業を無限定に提唱しているかどうかということになると、疑問が生じる。すなわち、スミスの自由貿易論は彼の重商主義批判にもとづく「自然的自由の体系」の構想の中で、どのような位置づけをあたえられていたのか、また、自然的自由の体系はどのような国際的連関・秩序を想定していたのかというのが問題である。この点については、まだ統一的な解釈がうちだされているとは言い難いのではないだろうか。

本稿の主張は、スミスの自由貿易論の前提となる「自然的自由の体系」は、国内の産業構造について、農業を基礎とした農・工・商のバランスのとれた形を想定するとともに、国際間の関係についても、最終的にはそうした「健全な」産業構造をもった国同士の余剰生産物の自由貿易を想定し、したがってリカードのように経済発展の重要な推進要因として自由貿易による国際的農工分業を考えてはいない、という点にある。

2. 資本投下の自然的順序と重商主義

『諸国民の富』の第一編における分業論、第二編で展開される資本の蓄積と投下の議論をつうじてスミスは、利己心を原動力とし正義の法によって秩序づけられた経済発展の自然な姿を描き出している。そして、その自然な、したがって順調で健全な発展のありかたを基準にして、第三編では封建制を、第四編では重商主義を批判している。殊に、批判基準として威力を発揮するのは、第二編の終わりの部分で提示される「資本投下の自然的順序」の考え方であり、こ

これは第三編の冒頭でも、形を変えて、歴史分析に適合的な「都会と田舎の分業」という枠組みとして再度提示されている。

「資本投下の自然的順序」を考える際、スミスがよりどころにしているのは、資本を投下するばあいに人々がその利己心から考慮せざるをえない「利潤率」と「安全性」の問題である。誰しも、収入のうちから「節儉」によって蓄積した資本を投下するにあたっては、できる限り利潤率の高いことを願う反面、失敗によるリスクの小さいことをも願う。もし、どの部面への資本投下も自由におこなうことができるものとすれば、競争原理によって、利潤率は長期・平均的には均等化することになる。したがって、長期的には資本投下はその安全性を基準としておこなわれていくことになる。それが、スミスの考える資本投下の自然的順序すなわち、農業、製造業、商業の順序であり、外国貿易は商業のなかでも国内商業のあとに位置する最もリスクの高い投資分野として位置付けられる。しかも、この資本投下の順序は、単位資本あたりの生産拡大効果の高い順序でもあると考えられており、したがって最も急速に経済を発展させるような資本投下の順序でもある。さらに、第三編の冒頭で田舎と都会の分業というかたちで置きかえられる際には、「都会は、実はその富や生活資料の全部をいなかからえている」という意味で、また「生活資料を提供するいなかの耕作や改良は、必然に、便益やぜいたくの手段しか提供しない都会の拡大に先だたざるをえない」という意味でも、農業を中心とする「粗生産物の調達」にあたる産業の発展が先行することが事物の自然的順序であるとされるのである。

封建的土地所有制度のもとでは、直接生産者による農業への資本投下は、初期には直接的生産者の手元に剰余が残されないことから阻害されるが、次第に大土地所有者層以外の手元に投下さるべき資本が形成されるようになって、土地占有の安定が保障されない農業への資本投下は高いリスクをとまなうので阻害され、自治権等によりいち早く領主の恣意的支配から相対的に離脱し財産の安全を獲得した都市に資本が集中する。農業への資本投下が阻害され都市の諸産業に資本が投下されることは資本投下の自然的順序とは逆のかたちであり、したがって経済発展の遅れと不安定をまねく。スミスは、こうして農村における封建的支配の強さに比例する資本投下のリスクの高さに応じて、ヨーロッパ諸国の経済発展のテンポが異ならざるをえなかったことを指摘し、封建制度を批判している。

市民革命後のイギリスの後期重商主義においては、すでに封建的支配は終息

しており、農業への資本投下を妨げる事情はなくなっている。したがって、通常であれば資本は農業に投ぜられていくはずであるが、重商主義固有の貿易差額重視の保護主義的政策は、さまざまな規制や奨励の制度によって、人為的に貿易業およびそれに関連する産業の利潤率を高めるので、今度は、封建制度下とは違って、利潤率格差から資本が貿易業等に流入し、農業に投ぜられないという事態を招く。スミスは、この、重商主義による社会的資本配分の歪みとそれにもとづく発展の遅れを批判するのである。

スミスの重商主義批判は、重層的に構成されており、まず重商主義政策をおしすすめている原動力に関しては、それが商人たちの「いき過ぎた利己心」にもとづくものであり、同感の原理によって社会是認をえられる「フェア・プレー」の範囲を逸脱していることが指摘される。

次にスミスは、重商主義の目的である貿易差額黒字の追求、貨幣＝貴金属の獲得が真に国を富ませるものではないことを指摘する。すなわち、国民にとっての富は貨幣ではなく生産物とりわけ消費財であり、それによってもたらされる生活の豊かさこそが経済活動の目的だとする。貨幣は、分業社会において生産物を交換するための手段にすぎず、それ自体が富ではないし、必要とあらば生産物と交換に容易に入手しうるものであるとされる。この貨幣観に立ってスミスは、貿易をつうじて貴金属を入手するために多大の生産物を、したがって多大の資材と労力を費やすことは無駄であり、その節約のために流通手段としての貨幣を紙幣によって代替することを提唱している。

貿易差額の追求、貨幣の追求にかえてスミスが、一国を真に富ませる要因としてあげているのは、「生産と消費の差額」すなわち節約・儉約による資本の蓄積とそれにもとづく生産的労働者の増大＝生産の増大である。

さらに、重商主義の貨幣追求の弊害として、スミスが、経済発展の遅れの問題とならんであるいはそれ以上に重視しているのは、諸国民間の「不和と敵意」が醸成されやすくなる点である。貿易を通じて金・銀という限られた物質を追究するばあい、一国の獲得するものは他国の失うところとなるのであり、したがってどの国民も「自国の利益はすべての隣国をこじきにしてしまうことに存する」と考えざるをえない。こうして、「各国民は、自国と貿易するすべての国民の繁栄をいまいまい眼で見るとにさせられ…。…和合と親善の紐帯であるべきはずの商業が、不和と敵意のもっともゆたかな源泉になっている」⁽¹⁾ (WN, 1, p.457, 大内, 松川訳, 三, 129-30 ページ) と指摘される。

最後に、重商主義政策の重要な一環としての植民地貿易の独占に関連して、スミスはそれが、「自然に植民地貿易へむかったであろうより以上はるかに大きな大ブリテンの資本部分を、しいてそこへむかわせるのであるから、さもないければブリテンのありとあらゆる産業部門の間に成立したであろう自然的均衡を全面的に破壊」し、「まさにそのために、この国の産業や商業の全体系は、さもないばあいよりもいっそう不確実なものになり、その政治体の全事態はいっそう不健全なものになってきた。現状からすると、大ブリテンは、その重要な諸器官のあるものが発育過大におちいった不健康な人体に似ている」(WN, 2, p. 106, 前掲訳書, 三, 352-3 ページ)とその危険性を指摘し、これを漸次的に緩和し自由にすることを提唱する。

こうして、スミスは、重商主義が、資本投下の自然的順序を転倒し、発展のテンポを遅らせるのみならず、産業構造の歪み・不健全さをもたらすことで一国を危険な状態におとし入れ、貨幣のみを追求することによって隣国との不和・対立を生ぜしめることを批判する。

3. 自由貿易論の位置

さて、上述のような重商主義批判をとおしてスミスが提唱するのは、何らかの新たな政策というのではなく、重商主義政策の撤廃ということにすぎない。スミスは、自由貿易を、保護貿易にかわるべき積極的な政策としているわけではない。重商主義政策の撤廃によって生じる効果は、貿易関連の産業への過大な投資がやみ、農業をはじめとする国内の諸産業に資本が投ぜられるようになるであろうこと、その結果、健全な産業構造が形成され、一国の政治・経済の安定が実現されることである。スミスの重商主義批判の狙いは、国内経済の発展を阻害する重商主義的な貿易のあり方を批判することであり、貿易をつうじての発展を提唱しているわけではない¹²⁾。

たしかにスミスは、外国貿易の利益について指摘している。まず、一つには、外国貿易が、土地および労働の生産物のうち、「そこでは需要のない剰余部分を国外にもちだし、それとひきかえに、そこで需要のあるなにか他のものもち帰る」ことによって、「これら冗物に価値をあたえ」るので、需要不足から、「ある特定部門における分業が最高度に完成されるのを阻止されるということがなくなる」(WN, 1, 413 p, 訳, 三, 41 ページ)。すなわち、外国貿易が、

国内生産力の発展に寄与するという点である。第二には、商品生産においてそれぞれの国の有する長所（自然的長所と努力によって獲得された長所）が異なるばあいそれぞれの国はそれぞれの長所にしたがって生産をおこない、生産物を交換することが双方にとって有利となる、という点である。（WN, 1, 423 p, 訳, 三, 61 ページ参照）。

このスミスの自由貿易推奨の論理は、しかしながらある前提ないし想定のもとでのものであって、無限定のものではない。また、かりにこれが無限定なものであるとすると、スミスの全体としての経済発展論（資本蓄積論）と齟齬をきたすことになる。

まず第一の、冗物（superfluities）に価値をあたえ、国内生産を伸張し分業の発展、生産力の発展をうながす、という点について言えば、ここでスミスが想定している商品は、国内需要を満たしてなお余りあるものとされているのであり、その産業自体が外国市場に全面的に依存するものではないことを確認しておかなければならない。過度に外国市場もしくは植民地市場に依存して発達した産業は、スミスにおいては、国民経済にとって「不健全」であり、そうした不健全な発展は重商主義的独占と結びついて生じることはあっても、通常の場合、産業部門間には資本投下の自然的順序にもとづいて「自然的均衡」が成立するのであるから、ここでの冗物の輸出は、産業部門間の自然的均衡と両立するものでなければならないのである。

第二の、自然的・技術的長所からする外国貿易・国際分業の利点の主張も、スミスにあっては、それが国内の産業部門の自然的均衡と両立するものとされていたと考えなければならないであろう。

スミスが、重商主義政策を産業の自然的均衡を破壊するものと考え、重商主義の撤廃が産業の自然的均衡を回復するとみていたのは、次のような文面からも明らかである。

「奨励金や本国および植民地市場の独占やによって、人為的に不自然な高さにまでひきあげられてきたこれらの發育過大な諸製造業」（WN, 2, p.106, 訳, 三, 354 ページ）、あるいは、「植民地への排他的貿易をゆるしている諸法律を、…漸次的に緩和し、ついにそれをほとんどまったく自由にしてしまうということは、……完全な自由だけが保持しうるところの、あの自然的で健全な、しかも適正な均衡を、ありとあらゆる産業部門をつうじて回復しうる唯一の便法である」（同）。

もしスミスのいう自由貿易を無限定な国際分業の論理と考えると、国内産業の自然的均衡はかならずしも達成されないものであり、農業国と工業国のリカード的な国際分業が形成される可能性を否定できない⁽³⁾。スミスが、そうした懸念を全く抱いていないのは貿易について次のような制約あるいは想定をおこなっているからである。

まず、農産物を、貿易の対象となる商品からほとんど除外している。農産物の輸出入がおこなわれているとしても、それが全生産量・消費量に占める比重は小さく、国内農業生産にはほとんど影響をおよぼさないものとされるのである。スミスは、次のように言う。

「製造品、とりわけ比較的精巧な種類のものは、穀物または家畜よりもいっそうたやすく一国から他国へ輸送される。外国貿易が、製造品をもってきたりもって行ったりするのに主として従事するのも、このためなのである。製造品のばあい、外国人たちは、わが国内市場においてさえ、ごくわずかの利益があればわが国の職人たちをうりたたくことができるであろう。土地の粗生産物のばあい、かれらがそうしうるためには、ひじょうに大きな利益を必要とするであろう。……土地の粗生産物のもっとも自由な輸入がおこなわれたところで、この国の農業にたいしてこのような影響をおよぼすことはまったくできないであろう」(WN, 1, 424 p, 訳, 三, 62-3)。

「穀物貿易に関する諸論著のきわめて博識な著者によれば、年平均の輸入量は、すべての穀類をあわせて二万三千七百二十八クォーターにすぎず、年々の消費量の五百七十分の一をこえないという。……もし奨励金というものが全然ないならば、穀物の輸出は現在よりもすくなくなるから、年々を平均すれば、輸入も現在よりはすくなくなりそうである」(WN, 1, 426 p, 訳, 三, 66 ページ)。

こうして、スミスにあっては、重商主義的保護・奨励の撤廃、自由貿易の実現によって影響をこうむるのは製造業に限定される。その製造業の製品にしても、商人は、「利潤が等額かまたはほぼ等額であれば、よろこんでつねにそのできるだけ多くの部分を国内で売ろうとするであろう。このようにして、……かれは輸出の危険と煩勞とをはぶく」(WN, 1, 420 p, 訳, 三, 54 ページ)ものとされる。したがって輸出は、つねに国内需要をみだし過剰になったものに限定される。また、輸入は、相手国が生産にかんして何らかの自然的長所もしくは技術的優位性をもっているばあいに限られる。ただし、後者の技術的優位性は比較的容易に克服されるものと考えられているから、長期的には、自然

的長所の差異にもとづく輸出・輸入だけが想定されることになる。技術格差の解消問題は、後にふれるが、農業国と工業国の国際分業が長期的には成立しないことの根拠として重要である。

自由貿易が農業にあたえる影響は、資本投下の増大と生産の増大であり、製造業についても、自由貿易がもたらすのは、規制や奨励金によって支えられていた外国市場向け生産が国内向け生産に転換すること、終局的には自然的長所の有利さにもとづいた輸出・輸入がおこなわれるようになるということだけである。

農業・製造業についての（とくに農業についての）上記のような想定のもとでは、自由貿易は、国内産業部門間の自然的均衡すなわち、農業の発展の上に国内向け製造業と国内商業が発展し貿易はあくまで余剰生産物（冗物）を取り扱うものとして位置付けられるような均衡を実現するのである。スミスの自由貿易論は、対外的経済活動を活発にすることを主眼とするものではなく、むしろ当面それを縮小しても国内の生産と雇用の増大を図るとするのがその基本的主張である。

4. 自由貿易と国際経済のありかた

前節では、スミスの自由貿易論が、結局、製造業における自然的長所の差異を根拠として生じる輸出入についての自由貿易に帰結することを指摘したが、その際、「獲得された長所」すなわち技術格差にもとづく輸出入は長期的には解消されることを指摘した。それは、以下のような根拠による。

重農主義の検討にあてられている『諸国民の富』第四編第九章で、スミスは、フランスやイングランドのように「土地所有者や耕作者が多い国民」とオランダ、ハンバーグのように「主として商人・工匠および製造業者から構成されている国民」を農業国と商業国として対比し両者間の貿易の問題を論じている。

商業国の国民たる商人・工匠・製造業者も、「土地所有者および耕作者の経費負担によって扶養されたり雇用されたりしている。ただ…、これらの土地所有者および耕作者の大部分が、仕事の原料や生活資料の元資の供給をうける商人・工匠および製造業者からもっとも不便な遠隔地におかれており、しかも他の国々の住民で、他の政府の臣民だというだけである」（WN, 2, 168 p, 訳, 三, 472 ページ）。

農業国民が、こうした商業国と貿易をするばあい、「商業国が供給する諸商品に高率の税を課してその産業を阻害したり苦しめたりしたりするのは、…農業国民の利益になるはずがない。このような税は、これらの商品をいっそう高価にし、ひいてはこれらの国民自身の土地の剰余生産物の実質価値が下落するのに役立つだけであって、……この剰余生産物の増加を阻害し、ひいてはこれらの国民自身の土地の改良や耕作を阻害するのに役立つだけであろう」(WN, 2, 169 p, 訳, 三, 473 ページ)。

農業国民が、その「剰余生産物の価値をひきあげ、その増加を奨励し、ひいてはこれらの国民自身の土地の改良や耕作を奨励するための最有効な便法は、このようなすべての商業国民の貿易にもっとも完全な自由をあたえること」(同前)である。

そして、農業国民の「土地の剰余生産物が間断なく増加すると、やがては土地の改良や耕作に使用して通常の利潤をあげるにはあまりあるほど大きな資本がつくりだされるようになるであろう」(同前)し、やがてこの余剰部分は、「自然に転じて国内における工匠や製造業者の雇用にむかうであろう」(同前)。しかも、農業国におけるこの新たな工匠や製造業者は、「かれらの仕事の原料と生活資料の元資との両者が国内にあるわけであるから、たとえその技術や熟練においてはるかに劣ってはいても、この両者をひじょうな遠方からもつてこななければならない商業国の工匠や製造業者と同じように安価につくることがすぐにもできるようになるであろう」(WN, 2, 169 p, 訳, 三, 474 ページ)。

農業国の製造業が、「技術や熟練が欠如しているために、…しばらくのあいだこれほど安価につくれぬかも知れないにしても、市場は国内にあるわけであるから、かれらは自分たちの所産をこの市場で、それをひじょうな遠方からこの市場へもってくるほかはない商業国の工匠や製造業者と同じように安価に、売ることができるであろうし、しかもかれらの技術や熟練が進歩するにしたがい、かれらはまもなくそれをいっそう安価に売ることができるようになるであろう」(同前)。

こうして、これらの農業国民の粗生産物と製造品との双方が間断なく増加すると、「やがては通常の利潤率で農業やもろもろの製造業に使用されるにはありあまるほど大きな資本がつくりだされるようになるであろう」。そして、「この資本の余剰は、転じて外国貿易にむかい、自国の粗生産物や製造品のなかで、国内市場の需要を超過する部分を諸外国に輸出するのに使用されるようになる

であろう」。

したがって、「農業国民が自国の工匠・製造業者および商人を育成しうるもっとも有利な方法は、他のすべての国民の工匠・製造業者および商人に貿易のもっとも完全な自由をあたえることである。…こうすることによって自国の剰余生産物の価値をひきあげ、そしてこの剰余生産物が間断なく増加すれば、やがてはこの国民が必要とするいっさいの工匠・製造業者および商人を必然的に育成する元資がしだいに確立するのである」(WN, 2, 170 p, 訳, 三, 475-6 ページ)

以上の引用は、スミスが農業国と商業国のあいだの貿易についてどのように考えているかを如実に示している。スミスは、自由貿易による製造品の輸入が農業国の製造業の育成・発展を阻害し農業国と商業国（当面、製造業の発達した国）の国際分業を固定化するのではなく、むしろ農業国の工業国への発展を促進するものと見ているのである。ここでスミスの想定する商業国は、農業の発展を基礎にした「健全な」産業構造を持った国ではなく、農業を欠落して製造業、商業を発達させた国とされている。しかし、かりにこの商業国が、農業の発展の上に製造業を築いた「健全な」国である場合でも、製造業を欠いた農業国は、基本的に上記の論理で製造業を発達させることができ、どちらの国も「健全な」産業構造をそなえるに至る。そのばあい両国間の貿易は、人為的には克服できない「自然的長所」にもとづく固定的な優位性をもった商品の取引に限定される⁽⁴⁾。しかもそのなかに含まれる農産物はごく少量で農業生産に大きな影響をあたえないとすれば、スミスの考える自由貿易は、各国に産業の自然的均衡をつくりだすとともに、国際間でも、限定された製造品の剰余生産物が交換される文字通り互惠対等の関係を築く手段となるのである⁽⁵⁾。

もちろんこれは、スミスの論理であって、それが現実を正確にとらえているかどうかということとは別問題である⁽⁶⁾。ただ従来、スミスの自由貿易論がイギリスの経済発展にとって好都合な面だけを見ていて、国際的な発展段階の差を無視しており農業国と工業国の格差を固定化することに無自覚であった、という議論が一般的であったように思われるので、客観的にそうであったとしても、スミス自身の主観・論理においてはそうでなかったことを確認する必要があると考えるのである。

《注》

- (1) 以下での『諸国民の富』からの引用は、Cannan 版の 6 版, London, 1950, 2

vols. で WN と略記する。翻訳は、大内兵衛・松川七郎『諸国民の富』、岩波文庫、5分冊、1965年、で分冊数とページ数のみを記す。

- (2) 佐伯啓思も、スミスの主張が、国内経済活動を活発化することに主眼があることを指摘している。

「(スミスの一引用者補)最大の関心は、国内の経済活動の活発化、つまり『国富』の増進であった。そのためには、資本を国内の生産活動に投下しなければならない。……スミスがなした最大の発見は、資本を国内に誘導するには自由な経済活動を保証するだけでよい、ということであった」。(佐伯啓思『アダム・スミスの誤算—幻想のグローバル資本主義(上)』PHP新書、1999年、212ページ)。

佐伯は、こうした国内経済活動と国際的秩序の関係については、「国内の自足的な生産の増大」、「一種の自給自足」のうえでの余剰生産物の交換、とのみ位置付けており、リストが問題にしたような先進工業国と後進農業国の格差が固定される問題をスミスがどう考えたかについては言及していない。

- (3) 小林昇は、スミスの重商主義批判を二側面に分けている。すなわち、資本投下の自然的順序の実現をめざしての貿易独占批判(とくに仲介貿易優先批判)という側面と、自由貿易による国際分業の利益の実現という視点からの重商主義的保護貿易批判という側面である。そしてこの国際分業論は、「のちにリカードの比較生産費説へ彫琢されてゆくもの」であり、その論理は「『国富論』自身がそこで前提とし基底とした、蓄積の要請→資本投下の自然的順序(→産業の均衡)の尊重の主張を、自ら破壊するという結果になる」。すなわち、「先進工業国はいよいよ工業化して世界の諸工業の中心的立地となり、後進諸国はますます特化した食料および原料の供給国となって…、後者における資本投下の自然的順序の実現は妨げられるだろうからである」(以上、小林昇『国富論体系の成立』未来社、1973年、223-228ページ)。こうして小林は、「『国富論』の国際分業論→自由貿易論は、その資本投下論→蓄積論の基底とすくなくとも一面では矛盾することによって、資本制蓄積の一般理論として樹立された『国富論』を——その重商主義批判の欠陥をつうじて——イギリス産業資本の利益の代弁者ともなしたのであった」(同、228ページ)というスミス理解にいたるのである。

西村孝夫は、イギリスとアメリカ植民地との貿易が農工分業になるとしている。

「自然で自由な状態にある植民地貿易の効果は大きく、イギリス産業の生産物のうち近隣のヨーロッパ諸国との貿易をこえる余剰部分に対して遠隔ではあるが大きい市場を開拓し、王国の生産的労働の量を増加する傾向をもつ…。だが、こうした植民地貿易が開く新市場は粗生産物のそれではなく、製造工業品の市場である。『農業はすべての植民地に固有の業務である、ここでは土地が安いからこの業務が他のいかなる業務よりも有利である。そこには豊富な土地の粗生産物があるから、それを外国から輸入しないで、概していえばその莫大な剰余物を輸出しなければならない』(WN, 2, p.110, 一本論文で引用している版では、p.109, 訳, 三, 360ページ)とスミスは書いている。つまりすべての植民地は母国からの製造工業品を輸入して、原料農産物を母国に輸出するというシェーマをここで提出するのであるが、このシェーマこそイギリス産業資本が植民地市場に求めた原則であった。しかしなぜ植民地にとって農業が『固有の業務』なのか。またそれを営むことがいったい母国と植民地とのいずれの側にとってより『有利』なの

か、この点をスミスは深く追求することができなかった。さすがのスミスにもこの点のせんさくはついに不可能であったといえる」(大河内一男『国富論研究Ⅱ』筑摩書房、1972年、14ページ)。

また、大森郁夫もスミスの『国富論』第4編を「経済的自由主義に基礎を置いた国際分業論の立場からの重商主義批判」とみる。「(アダム・スミスの産業構造論と歴史批判序説)小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』昭和堂、1988年所収、106ページ)。

しかし小林の解釈と異なり、後にもるように、スミスは自由貿易の効果を限定的にとらえており、リカードの国際分業を考えていないし、むしろ自由貿易をととして後進農業国の工業化が達成されるものと考えているのである。西村の指摘する「シェーマ」も、同様に、根拠および見通しをもたないものではなく、スミスにとっては植民地と母国の双方における産業の自然的均衡を実現する手段と考えられているのである。したがってまた大森のように、スミスの重商主義批判を国際分業論を前提とするものとみることとは適当ではない。

- (4) サミュエル・ホランダーは、貿易を通じての農業国の工業化というスミスの論理を適切に指摘しているが、しかし同時に彼は、おなじような農業的基盤を持った経済のばあい、先進国は生産性における規模の優位をもつところから、後進国の発展が困難となることを指摘し、スミスもこの点を認識していたとしている(Samuel Hollander, *The Economics of Adam Smith*, Tronto, 1973. 小林昇監修、大野他訳、『アダム・スミスの経済学』東洋経済新報社、1976年、第10章参照)。これは、スミスが貿易の対象となるものを狭く「冗物」に限定し、基本的に国内向け生産を中心に産業発展を考えていることを見落としたところから生じる解釈である。
- (5) スミスの自由貿易論がイギリスの国益を中心に組み立てられているという印象は、『諸国民の富』第4編の重商主義批判だけをみる限りでは確かに強い。大塚久雄も次のように指摘している。「資本投下の自然的順序、あれをイギリスがそのまま国外にまで押し及ぼしていったら、ドイツのほうの自然的順序はこんどは破壊されてしまうわけですね。それをスミスは全然意識していない、そうした衝突を意識したのはむしろリストだ…」(大河内一男編『国富論研究Ⅰ』、筑摩書房、1972年、230ページ)。

しかし、スミスはこの問題を意識していないのではなく、楽観的認識をしていたのであり、それが彼のこの問題についての考察を不十分なものに終わらせ、その現実への洞察を曇らせたというべきである。

小柳公洋は、スミスのなかに「国民経済の類型把握」があることを指摘し、そこからつぎのようにスミスの国際的秩序認識を整理している。「第一にイギリス、フランス、オランダ等の対外的には国民的独占、体内的には自由取引の拡大過程にある重商主義国民経済(類型Ⅰ)、第二にスペイン、ポルトガル等の対外的にも対内的にも前期的独占が支配的な重商主義国民経済(類型Ⅱ)、第三に、北アメリカ植民地のように trade としての農業を基礎にした国民経済形成の道がいわば純粹培養的に展開しているとみるアメリカ型国民経済である。そしてスミスは、このような三類型の国民経済が、……同時併存している状況を確認し、そこに危機の重層性をみる」(『国富論体系の歴史と理論』ミネルヴァ書房、1981年、176

ページ)。

しかし、小柳はこうした現状認識・危機認識からスミスが重商主義批判をとおして将来的にどのような国際秩序を展望していたかについては、積極的な議論を展開していない。ただ、小柳は、「世界市場を基礎にした国際関係」においては、「各市民国家の力による正義の実現は不可能な領域であるから、法にかかわってむきだしの力が全面にあらわれるであろう」(同、248ページ)としており、そこからすると、スミスの重商主義批判はイギリスにおける自然的自由の体系の実現をめざすもので、国際関係における平和の実現の経済的基礎を築くことは視野に入っていないと考えざるをえなくなる。しかし、スミスは、自由貿易の実現が各国に「諸産業の自然的均衡」をもたらし、貿易が「友好と親善の紐帯」となることで国際平和の基礎が築かれるものと考えていたのである。スミスにおける国防の重視の問題は、過渡的な時期における安全の確保と、国内における司法の役割にも似たものとしてとらえるべきであろう。

- (6) 小林昇は、スミスの「資本投下の自然的順序」の理論が、「理論自体としてはほとんど破産」しており、「資本投下における自然的順序の存在をほとんどまったく証明できていない」ことを指摘したうえで、それにもかかわらずこの考えが「国民経済の成立という具体的な形をとっておこなわれた近代産業の成立史に対する、するどい洞察と結合」しており、「的確かつ鋭利な歴史認識をみちびき出すことに成功した」(前掲、小林昇『国富論体系の成立』、196-211ページ)としているが、賛成である。

この、理論と歴史認識という対比をもちいれば、スミスの、自由貿易をつうじての農業国の発展・工業化の認識は、現実の歴史認識としては、その後、普遍性をもちえなかったのであり、理念的国際秩序にとどまったというべきであろう。ただし、自由貿易をつうじての農業国の工業化というスミスのビジョンがその後の歴史によって否定されたことをもってスミスの理論の不備を責めることは不当であり、原因の一端は、スミスがみることのなかった産業革命後の工業化が、スミスの時代の工業化とまったく様相を異にしたものであったことにもとめるべきであろう。その19世紀以来の工業化を反省する地点にたつてスミスをみるならば、スミスの理念的国際秩序は超長期的な歴史的ビジョンとしての魅力を保っている。さらに振り返ってみれば、スミスの「資本投下の自然的順序」論や都会と田舎の分業論も、厳密な経済計算論というよりも、人々の自然愛好といった要素や事物の順序といった、きわめて常識的・規範的な論理を包含して主張されているものであり、それであるからこそ今日において国内の産業構造のあり方や国際分業のあり方を考えようとするとき、参照されるべき意味を有するのである。

(経済学・第一教養部教授)